

青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調達要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会(以下「県実行委員会」という。)が定める「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弁当調達要項」(以下「県弁当調達要項」という。)に基づき、六戸町で開催する第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」(以下「国スポ」という。)に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者(以下「大会参加者」という。)に提供する弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、関係機関、関係団体等と十分な調整を行い、大会参加者の弁当調達業務を実施する。

3 弁当調達計画

弁当の調達については、実行委員会があらかじめ必要数を把握し、計画的に発注・提供を行う。

4 弁当の種類

弁当の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 幹旋弁当

選手・監督、視察員および報道員等のうち、希望する者から弁当料金を徴収して提供する弁当をいう。

(2) 支給弁当

競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会係員、競技会補助員等に支給する弁当で、実行委員会が弁当料金を負担して提供する弁当をいう。

5 調達期間

調達期間は、幹旋弁当にあつては競技開催期間(公式練習日を含む。)とし、支給弁当にあつては国スポの準備・運営等の業務に従事する期間のうち、実行委員会が必要と認める期間とする。

6 弁当の料金

幹旋弁当および支給弁当の料金は、県弁当調達要項に準ずるものとし、お茶等を含めて1,100円以内(税抜)で設定する。

7 弁当調製施設の選定

- (1) 弁当調製施設については、実行委員会が別に定める「青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調製施設選定基準」に基づき、青森県健康医療福祉部保健衛生課および関係する保健所等の協力を得て、実行委員会が選定・指定する。
- (2) 実行委員会は、上記により弁当調製施設を指定するときは、青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調製施設指定書(様式第1号)を交付する。
- (3) 実行委員会は、弁当調製施設を選定した際は、県実行委員会へ、その定める様式により報告する。
- (4) 実行委員会は、上記の報告後に、追加して弁当調製施設を選定した場合は、県実行委員会の定める様式により速やかに県実行委員会へ報告する。

8 弁当調製施設の取消

- (1) 実行委員会は、選定した弁当調製施設が次の事項のいずれかに該当するときは、その選定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令および指導に従わないとき。
 - イ 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当調製を無断で第三者に委託したとき。
 - エ その他実行委員会が不相当と認めたとき。
- (2) 実行委員会は、上記の規定により選定した弁当調製施設の選定を取り消すときは、当該施設へ青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調製施設選定取消書(様式第2号)を交付する。
- (3) 実行委員会は、弁当調製施設の選定を取り消したときは、速やかに県実行委員会に報告する。

9 弁当の献立

実行委員会は、弁当の献立の作成又は選定にあたっては、選手のコンディショニングづくりや青森県産および六戸町産の食材の活用等に配慮するものとする。

10 弁当の運搬および納品

受注した弁当調製施設は、冷蔵車等を使用して運搬し、実行委員会が指定する時刻および場所に配達する。

11 弁当引換所の設置および弁当の引換え

実行委員会は、競技会場に弁当引換所を設置し、保健所の指導に基づき、適正な管理のもと衛生上の安全を確保し、弁当の引き換えが行われるようにする。

12 弁当代金の精算

弁当を配達した弁当調製施設は、大会終了後、実行委員会が定める方法により代金を精算する。

13 弁当調達業務の委託

実行委員会は、この要項に定める業務の全部又は一部を委託できるものとする。

14 その他

この要項に定めるもののほか、弁当の調達について必要な事項は、別に定める。

【様式第1号】

六国ス第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会
会 長

青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調製施設指定書

弁当調製施設について、青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調達要項第7
第2号の規定により、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
適用期間	

【様式第2号】

六国ス第 号
令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ六戸町実行委員会
会 長

青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調製施設選定取消書

青の煌めきあおもり国スポ六戸町弁当調達要項第8の規定に基づき、下記の事由により弁当調製施設の選定を取り消します。

記

選定取消事由	<p><input type="checkbox"/> 食品衛生法等の関係法令に基づく改善命令および指導に従わなかったため</p> <p><input type="checkbox"/> 食品衛生法等の関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部又は一部の禁止若しくは期間を定めての停止処分を受けたため</p> <p><input type="checkbox"/> 弁当調製を無断で第三者に委託したため</p> <p><input type="checkbox"/> その他、実行委員会が不相当と認めたため ()</p>
--------	--